

香芝市告示第65号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋 和史

- 1 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称
公共下水道使用料の徴収及び収納事務
- 2 指定公金事務取扱者
奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7
奈良県広域水道企業団企業長 山下 真
- 3 指定公金事務取扱者としての業務開始予定日
令和7年4月1日

以 上